

議案第109号

公の施設(宝塚市立高司児童館)の指定管理者の指定について

資料5 これまでの指定管理の経緯

指定管理者制度導入前			
平成12年度～17年度		社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会に委託	
指定管理者制度導入後			
選定年度	指定期間	公募状況等	指定管理者
平成17年度	平成18年度・平成19年度(2年間)	公募によることなく選定(※)	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会
平成19年度	平成20年度～平成24年度(5年間)	公募による選定 応募2団体	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会
平成24年度	平成25年度～平成29年度(5年間)	公募による選定 応募2団体	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会
平成29年度	平成30年度～令和4年度(5年間)	公募による選定 応募1団体	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会
令和4年度	令和5年度～令和9年度(5年間)	公募による選定 応募1団体	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会

(※)

平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、「指定管理者制度」が導入されることとなり、本市においては、平成16年9月に「宝塚市指定管理者制度導入への対応方針」を定めました。

社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会を含む外郭団体等が管理する公の施設の指定管理については、「指定管理者制度導入に当たっての外郭団体等の取扱い方針」の「外郭団体等に管理を委託している公の施設については、法律に基づき本市が指定管理者制度を導入する平成18年4月から2年を限度に、公募によらず現在の公の施設の管理を委託している外郭団体等を指定管理者の候補者とする事ができるものとする」という取扱いに従い、対応しました。